



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

2020年7月発行

労災診療・交通事故診療の手引

2020年4月版

全国保険医団体連合会発行 B5判 70ページ
会員価格 1,200円(定価 1,500円) ※税・送料込み

図表を多用してわかりやすく解説!!

- ◆労災の「非指定医療機関」にとっては、労災点数の請求方法、点数の構造などは馴染みがなく、そのために苦手意識が先に立ち、ハードルが高くなってしまっていることがあります。実際、労災点数の仕組みがわからず、いざ労災の患者が受診された際に、右往左往してしまうこともあるようです。
- ◆本書では、表や様式をできるだけ掲載するなどして、わかりやすくまとめています。
- ◆また、労災医療のほか、交通事故(自賠償など)の請求についてもまとめており、医療事務者必携の書です。

■主な内容■

- ・労働者災害補償保険
- ・公務員災害補償
- ・交通事故医療費の請求
- ・自動車事故の重度後遺障害者介護料支給事業
- ・自賠償保険・共済診療報酬明細書記載要領(入院外)(新基準)

連絡先：一般社団法人 茨城県保険医協会

〒300-0038 茨城県土浦市大町 12-31

TEL029(823)7930 FAX029(822)1341

E-mail:info@ibaho.jp

注文書

切り取らずこのままFAX029-822-1341へお送りください

医療機関名 _____ 担当者名 _____ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 _____) _____

連絡先 TEL _____ FAX _____

注文数 (_____ 冊) × 価格 (1,200円(会員価格) or 1,500円(定価)) = 合計(_____)円

代金支払方法 座振替・代引き ※いずれかに○をつけてください(座振替は会員のみ利用可)。
※代引きは、代引き手数料として330円いただきます。

第1部 労災保険（労働者災害補償保険、公務員災害補償）

労災保険に加入している事業所で発生した業務上の傷病（業務災害）、又は通勤による災害（通勤災害）に対し、労働者災害補償保険法（労災保険）により、療養（補償）給付、休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、葬祭料・葬祭給付、傷病（補償）年金、介護（補償）給付が行われる。療養補償については、診察等に

伴う患者負担がない。

労災保険の対象とならない国家公務員、地方公務員については、別に災害補償法が定められている。また、船員保険の被保険者については労災保険の適用を受けず医療保険の適用とされていたが平成22年1月1日以後に発生した職務上の傷病は労災保険の適用とすることとなった。

第1章 労働者災害補償保険

第1節 療養（補償）給付

① 担当する医療機関

労働局長の指定する労災指定医療機関によるのが原則だが、非指定医療機関でも労災保険の患者の診療を行うことができる。

※ 指定医療機関になるには、管轄する労働局（⇒P.57）に指定申請書を提出する。

② 医療機関の取り扱い

(1) 指定医療機関の場合

「療養補償給付請求書」（様式第5号＝業務災害用・別紙1（⇒P.51））又は「療養給付請求書・通勤災害用」（様式第16号の3＝通勤災害用・別紙2（⇒P.52））を提出させ

る。

また、指定医療機関から別の指定医療機関に変更した場合は、「指定病院等（変更）届」（様式第6号＝業務災害用又は第16号の4＝通勤災害用）を提出させる。

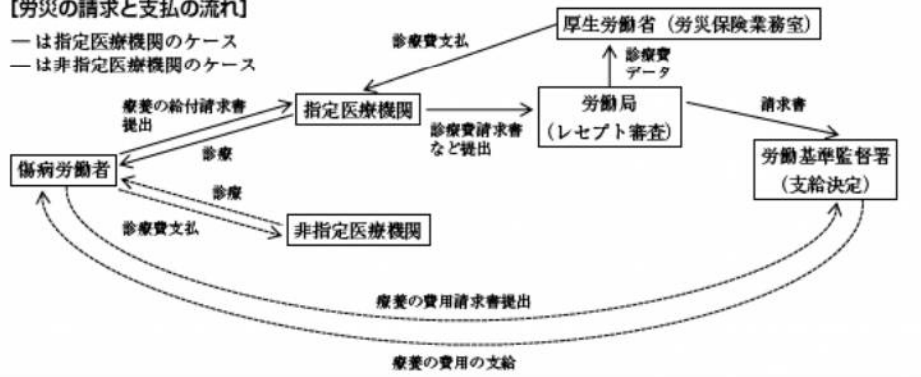
この際注意すべきことは業務上災害の確認であり、請求書の災害発生状況と患者の説明及び症状から、業務上か否かの判断を行い、不審又は疑義のある場合は、所轄の労働基準監督署に連絡する。

(2) 非指定医療機関の場合

前項の図に示したように療養補償給付たる療養の給付は、原則、指定医療機関において、行われるべきであるが、必要があれば非指定医療機関において行うことができる。その場合は療養費払いであるので、窓口で直

【労災の請求と支払の流れ】

- 一は指定医療機関のケース
- 一は非指定医療機関のケース



疾患別リハビリテーション、介護牽引及び消炎鎮痛等処置の併施

介護牽引・消炎鎮痛等処置の併施
手技・器具・湿布 (異なる部位(局所)に行った場合に限り)

湿布 + 介護牽引・手技・器具
合計2部位(局所)まで

又は

介護牽引・手技・器具
合計3部位(局所)まで

*湿布処置は、四肢加算の倍率の異なる部位に行なわれた場合は、倍率毎に算定、合算することができる。

疾患別リハビリテーション・介護牽引・消炎鎮痛等処置の併施
手技・器具 (介護牽引と消炎鎮痛等処置は、異なる部位(局所)に行った場合に限り)

リハビリ + 介護牽引・手技・器具
いずれか1部位(局所)

又は

介護牽引・手技・器具
合計3部位(局所)まで

疾患別リハビリテーション・消炎鎮痛等処置の併施
湿布

リハビリ + 湿布
1部位

疾患別リハビリテーション・介護牽引・消炎鎮痛等処置の併施
手技・器具・湿布 (介護牽引と消炎鎮痛等処置は、異なる部位(局所)に行った場合に限り)

リハビリ + 湿布 + 介護牽引・手技・器具
1部位
いずれか1部位(局所)

又は

湿布 + 介護牽引・手技・器具
合計2部位(局所)まで

又は

介護牽引・手技・器具
合計3部位(局所)まで

*湿布処置は、四肢加算の倍率の異なる部位に行なわれた場合は、倍率毎に算定、合算することができる。